

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Theoretical confrontation on social constitution (2) : freedom and regulation

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2007-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大島, 和夫, Oshima, Kazuo メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/585

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



社会編成をめぐる理論的対抗（その2）

—— 市場と規制 ——

大島和夫

はじめに

- 1 自由と規制
 - 2 新自由主義とは何か
 - 3 日本の現状
 - 4 日本の経済・企業システムの特徴と変化
 - 5 日本の資本市場における変化
 - 6 どのような福祉レジームを選択するのか (以上 卷号)
 - 7 法律学の課題
 - 8 21世紀の法システム
- まとめ (以上, 本号)

7 法律学の課題

社会編成のレベルにおける新自由主義に対する批判は、①長期的な効率性という考え方に対する疑問、②資源の利用の問題から公平性を排除することの問題、③個々の法的規制の経済的機能に対する評価の3つに絞ることができよう。私たちが新自由主義的な考え方を基礎にした社会改造に対して、Aモデルではない、福祉国家型の社会を目指すとすれば、3つのレベルでの批判と政策提言が求められる。紙数の関係で、ほぼ項目のみをあげる。

1) 政策や制度設計に対する批判

そもそも、新自由主義の下で、国家による干渉ができるだけ排除すべしと

しながら、現実には1999年8月に制定された国旗国歌法以降、小泉改革において憲法改正や教育基本法の改正が求められ、2006年12月には安倍内閣の下で、教育における愛国心が強調され、国家の関与が強められた。これでは、企業活動に対しては規制を緩和しながら国民の教育に対して規制を強化していると評価されてもしかたがない。

次に、競争政策や規制緩和に対する分析と批判が求められる。公共サービスにおける民営化の評価が必要である。

さらに、国民福祉に対する国家の責任を明確にすべきである。これについては、神野の主張のところで検討する。

2) 政策は正しいとしてもそれを具体化する法律に問題がある場合もある。

これについては、2つのことに注意しなければならない。第1は、八田の主張にみられるように、近代経済学の効率化政策を主張する人々は、政策の部分的な採用を認めない。例えば、「労働力は通常の商品と異なるから解雇規制は必要である」という議論は認めず、およそ市場で取り引きされる資源については、基本的にすべて自由な取引を認めるべきということになる。しかし、私たちの考えでは、市場における取引においても公平性の観点から規制が必要なものもあり、基準の客觀性が確定していなくても、それこそ過去の経験の積み重ねによって、一定の基準を設定することは十分に可能であると考える。^{*1}

第2は、法技術としての疑問である。現実の政府が採用している政策は、効率化政策と既得権保護政策の併用であるが、これらの政策が、果たして額面通りの効果を生むのかという問題がある。つまり、目的と内容が食い違っている場合である。

例えば新会社法はAモデルのコーポレート・ガバナンスを念頭において設計されたといわれるが、実際には委員会設置会社の採用を義務づけておらず、

* 1 これが、ハイエクの言う社会工学的改良の意味であろう。

社外取締役の導入を強制していない。一方で定款自治が拡大され経営者の独裁の可能性を拡大している。ベンチャー育成のため非公開会社に取締役選任権のある種類株式が導入されたが、既存の非公開会社はほとんどが同族会社でベンチャーではない。

立法が予定されている労働契約法は、個別の労働紛争を適切に処理するとともに、雇用形態の多様化に対応して労働者の自律を図るといいながら、ホワイトカラーイグゼンプションの導入を図ってサービス残業を明認し、過酷な労働実態をさらに拡大しようとしている。

この場合の批判の仕方は、「 α 法律がおかしいのはやはり政策が間違っているからだ。」という場合と「 β 政策は正しいのだから、法律を改正すべきだ。」のいずれかになる。

例えば金融商品取引法を例に取ると、2006年の民科の学術総会コロキウムにおける山本晃正報告では、全体としての評価は困難とされつつ、規制対象が拡大され、行為規制も充実したことは一定の前進であると評価し、しかし、消費者保護の措置（不招請勧誘の禁止、再勧誘の禁止等）がきわめて不十分であるとした。 β の立場と言えよう。

労働契約法ではどうであろうか。同じく民科の2006年学術総会コロキウムの米津孝司報告では、社会法思想の伝統を労働者的人格的自立の尊重と保護ととらえ、それを基本の視点に据えたうえで、①多様な生を営む労働者的人格的自律に根ざす意識をくみ取り権利の言説に高めるものとして、②使用者が等身大の労働者と真向かい、納得・合意・規範を共同で創造するプロセスの制度的な保障として労働契約法を創設することを提案している。やはり β の立場といえよう。^{*2}

一方、 α 議論は、法制度として適切に設計できないのは、政策立案レベルで綿密な検討を欠いているからだというものである。障害者自立支援法や住民基本台帳法などがそれに当たると思われる。

*2 山本報告と米津報告については『法の科学』38号を参照。

3) 法律のかかげる目的が正当であっても、機能していない場合がある。

例をあげると、多くの事業所で労基法が守られていないこと、国民年金法は4割の人々が保険料を支払わないことによって守られておらず、多くの公共事業で談合が繰り返され、日興コーディアルグループに見られるように企業の不正経理が後を絶たず、多くのカラオケ店で消防法によって義務づけられている防火対策が取られていない等である。飲酒運転や駐車・駐輪違反も同じ問題である。

これらの分野は、そもそもこれらの法規範が本当に必要であるのかも含めて、規範の名宛人である人々がなぜ法を守ろうとしないのか社会心理学的な分析が必要であるように思われる。

4) るべきルール、法制度の提案（法制度設計）

詳細は別の機会に譲り、ここでは、基本的な理念について述べる。新自由主義的な考え方とは異なり、社会編成原理は単一ではなく、分野・領域によって拠るべき理念は異なるものと考える。経済活動の分野においては、公正で自由な競争秩序の確保が優先的な理念となる。その場合、資本市場の制度設計においては日本型ガバナンスとアメリカ型ガバナンスのどちらを選択すべきかが問題となるが、青木昌彦が指摘するように経済システムが制度補完性と歴史的経路依存性を有する以上、Jモデルから簡単に離脱することはできない。^{*3}

社会保障のレジームの検討においては、北欧の教訓を参考にしながら、失業者や生活困窮者の拡大を防ぐ方策をかんがえなければならない。この領域では、福祉社会的思考と自由主義的思考の組み合わせが求められる。後で神野の主張のところで検討する。

近代市民社会の理念が自由かつ公正な競争秩序にあるといつても、現実の法制度は、それ自体の歴史的経緯を引きずっていて、必ずしも市民社会の理

*3 青木昌彦『経済システムの進化と多元性』1995年参照。

念と一致しているわけではない。その例を民法と会社法でみてみる。

5) 民法と会社法

民法と商法という区別は、19世紀のヨーロッパが法的伝統に従って作り上げたものである。個人も法人も抽象化された法主体として、いわば無色の存在として扱われている。20世紀の労働法や借地借家法、消費者保護法等とは明らかに異なる。経済・社会の仕組みが複雑となり、経済主体・企業と労働者がグローバル競争に巻き込まれるようになった時代に、このような区別がいまだに有効であるとは思えない。

近代市民法は、国家と市場の分離という思想に立って、公法と私法を区別している。しかし、近代市民社会の法という意味では、憲法も刑法も市民法なのである。ただし、狭義に用いる場合には、市民の経済的活動を規律する法という意味で用いられている。その場合には、民法、商法を含み、現在では消費者法や労働契約法も含む。これらの市民法のグループの中で、基本法の位置を占めるのが民法であった。しかし、民法の内容が100年も前のままでよいということは考えられない。商法も含む市民法の核心が、家族の利益の保護（人格秩序）と生活圏における利益の調整（生活利益秩序）及び、財産権の保障（財貨帰属秩序）と公正な競争の確保（競争秩序）にあると考えると、現代の市民法の構成は次のようになろう。

第1編 総則

第2編 財産権の種類と内容

第3編 市場における公正な競争の確保

第4編 家族の保護

第5編 生活利益の保護

現状では、「市場における公正な競争の確保」は、独禁法や不正競争防止法という特別法にゆだねられていて、民法は古典的な詐欺や不法行為に該当しないかぎり取り扱わない。一方、独禁法における規律は公正取引委員会に

による勧告や審決が中心であって、民法上の効果は基本的に問題とならない。^{*4}

しかし、「市場における公正な競争の確保」が本当に現代の市民法の核であるならば、基本法としての市民法の中に、競争制限的行為の実体法上の効果が書き込まれているはずである。また、競争制限を行った法主体の責任も当然に書き込まれているはずである。ところが、現実には、それは民法や会社法の中になく、特別法の中にあるに過ぎず、しかも効果は主として行政罰におかれている。

公正市場秩序が現在の日本経済にとって最も重要であるならば、それに違反する意思表示は当然に公序良俗違反（民90条）ということになるはずである。現状では、そうなっていない。古典的市民法においては、財産帰属秩序がコアで競争秩序は外郭秩序にすぎない。しかし、現代の経済システムにおいては、そのような区分を引き継ぐことは困難で、むしろ、市場と財産権は、デムゼツの分析^{*5}のように、ともに手を携えて登場してきたものと見るべきである。「公正な競争秩序」は明らかに代表的な公序とされるべきなのである。^{*6}

会社法は、アメリカ流のコーポレート・ガバナンスを取り入れたといいながらも、社外取締役の導入は強制ではなく、内部統制も不十分である。他方、取締役の責任は軽減され、SPC や投資事業組合など投資者や株主に対して大きなリスクを発生させる仕組みは不十分な規制しかなされていない。また、親会社・子会社や種類株主制度等によって経営者の責任が分断され、経営者に対する株主の責任追及が困難になっている。さらに、ベンチャー企業育成のためとして、株式非公開会社に対して様々な配慮がなされているが、非公

* 4 白木屋事件・東京高裁判1953年12月1日・下級民集4.12.1791、岐阜信用組合事件・最高裁2小判1977年6月20日・民31.4.449。

* 5 Demsetz, Toward a "Theory of Property Rights" *American Economic Review Proceeding Issue*, 1967, p.347.

* 6 吉田克己『現代市民社会と民法学』日本評論社1999年、179頁以下参照。特に183頁では、「基本的方向としては、競争秩序の民法上の公序化を志向し、その違反行為について私法上の効力も否定する方向で問題を考えるべき」と述べている。なお、私が使用している用語と広中・吉田の使用する用語は必ずしも同じではない。

開会社の圧倒的多数は同族会社であって、ベンチャーではない。^{*7}明らかに、日本の実体にあわせて会社法をつくりかえなければならない。

さらに、市場の健全な発展を保障する証券取引法、金融法を制定する必要がある。新しい資本市場法は、投機に傾きすぎている金融市場を規制するものでなければならない。しかし、国際的な資金の移動は日本1国で有効に規制することはできない。2007年2月10日にドイツのエッセンでG7が共同声明を出して閉幕したが、その声明の中で、「ヘッジ・ファンドの急成長を踏まえ、警戒が必要であること」を述べ、ヘッジ・ファンドの実態を把握・監視するための新計画を5月を目処にまとめることで合意した。ドイツとフランスは、ヘッジ・ファンドの活動そのものへの監視強化を主張している。しかし、米英はファンドの取引銀行を通じた情報開示にとどめるべきと主張している。^{*8}

いずれにせよ、現在の資本の移動に対する規制は、もはや一国では無理であって、国際法の課題である。

8 21世紀の法システム

アンデルセンの分析からも分かるように、21世紀の社会編成モデルとしては、アメリカ型の自由主義・市場主義モデル、スウェーデン型の社会民主主義モデル・高度に脱商品化した福祉国家（普遍主義的な連帯の原理に支えられる）、ドイツ型の保守的コーポラティズムがある。これらに対して、日本型福祉国家の構造特性は、保守主義的な「ビスマルク型」レジームと自由主義的残余主義との混合物とされ、その制度デザインは、「日本型コーポラティズム」とされる。これは、日本においては社会連帯の思想が強くないということと、社会編成原理が不明確である、あるいは国民的な合意が弱いという

* 7 最近話題になった不二家をはじめ、ツムラ、イカリソースなど、同族会社における企業事件は後を絶たない。

* 8 日経新聞2007年2月11日朝刊。

ことを意味している。日本の市民社会の形成過程と集団主義的な風土からすると、ただちにスウェーデン型を目指すことは無理であろう。社会連帶の意識を高めるためには、まず前提としての個の自立が不可欠であるし、社会編成原理としての自由主義と個人主義が確立されることが不可欠である。そうでなければ、社会連帶や福祉国家の思想は、簡単に「個人は全体のために」という国家主義やナショナリズムの思想に引き込まれてしまう危険がある。

しかし、日本的な集団主義や温情主義を全面否定する必要もない。不十分ながらも、1980年代までの日本型労使慣行や日本の高等教育は、日本社会の経済成長と国民福祉の拡大に大きく寄与してきたのであり、それは当時は評判の悪かった米国型市場社会とは明らかに異なる企業システムや国家の関与（すなわち社会編成）に基づくものであった。結局、日本社会の目指す方向は、個の自立を妨げる国家統制的な教育や、個人の尊厳や基本的人権を阻害する企業行動に対して批判を行いながら、公正な競争秩序を形成していくために、ひとつひとつ一般的なルールを積み重ねていくしかない。

1) 現代法および法化に関する議論

戦後の民科法律において、60年代末から現代法論争と呼ばれるものがあり、80年代後半にはドイツの議論の影響を受けて法化についての議論があった。これらは、多くの研究者に多大な刺激を与えたが、その成果については必ずしも共通の理解があるとは言い切れない。私なりに簡単な整理をしてみる。限られたスペースでの整理になるため不十分なものであることをお断りする。^{*9}

現代法論争の論点は、多岐に渡るが、簡単に要約すると①資本主義の歴史的な段階を区分して、それぞれに対応する法制度の特徴付けをすることにど

* 9 1967年5月にNJ研究会が「国家独占資本主義法としての現代日本法をいかに把握するか」という討議資料を出して、若手研究者を中心に議論が拡がった。さらに、1969年4月に岩波新書で『現代法の学び方』が公刊されると、その内容をめぐって『季刊現代法』において活発な議論が展開された。

のような意味があるのか、②国家独占資本主義の定義では管理通貨制度をひいた1931年から日本はその段階にあるということになるが、1945年を境に政治権力のあり方が大きく変化し、1947年からは新憲法体制に変化したことの方が、大きな段階区分になるのではないか、③1946年から労働法を中心として社会法の実定法体系が登場したことが、法理論の根本的な変化を生んでいるのではないか、ということであった。この論争に対して、渡辺洋三は『法の科学』1号で次のように述べている。

民科の現代法論争では、それぞれの批判者が論者を内在的に理解しているらみもある。歴史認識の方法論上の差異を含むものだけに簡単に決着はつけられないと思われる。法を規定するさまざまなファクターや媒介物についての、より精緻な理論枠組みの研究が進まないと、これらの論争も建設的にならないおそれがある。^{*10}

広渡清吾は、ドイツ福祉国家が社会に対する法の制御能力を限界近くにまで利用しようとしてドイツにおける法化論が生まれたとした上で、日本でのこの問題は「現代法論」として論じられてきたとし、次のように述べる。

現代法論は、（第2次大戦後の）国家の社会に対する、とくに経済領域への介入の制度化が見られること等を「法の政策化」という概念によって把握し、あるいは法の機能に着目して、古典的な「権利義務の法」から現代法は「資源配分の法」へ変化したと特徴づけたとする。^{*11}しかし、日本においてはドイツのような法化現象はおきていない。その理由は、介入主義的法が増加しても、なお、古典的形式的法による社会の法化、普遍主義型法モデルによる法的解決が十分でないからである。

さらに、1980年代の後半からは現代日本社会を「企業社会」として分析する傾向が強まり、広渡は、資本主義的工業化の進展にもかかわらず「共同体問題」が依然として重要な克服すべき課題であるとする渡辺洋三の視角をさ

*10 『法の科学』第1号（1973年）55頁以下、および57頁の注7。

*11 広渡清吾「日本社会の法化」『岩波講座・現代の法』15巻151頁以下。

らに展開して、日本社会の企業社会的構造が法化の新たな根本的制約要因であるとした。同時に、日本の企業社会的構造は21世紀のグローバリゼーションの中で変容の過程にあり、法化は予測できない局面に入りつつあるとした。^{*12}

吉田克己は、第2次大戦後の日本の現代社会においては、それまでの社会法の形成に加えて、消費者法の整備や社会的給付の拡大を媒介する法化が進み、さらにコミュニティや親密圏など、従来国家法が介入しなかった領域にも法的空間が拡大しているとして、次のように述べる。高度成長を経た現代市民社会では、生産レベルでの法的空間の縮小と非法化、反面での生活世界レベルでの法的空間の拡大すなわち法化が同時進行しており、その帰結として法的空間が拡大し位置が移動している。^{*13}

現代法論争が日本における法化の問題と言い切れるかは分からないが、全体の評価としては、戦後の日本において、ドイツと同じような意味で福祉国家の法化現象は生じておらず、市場をとりまく法的整備も、社会保障を支える法的整備も依然として遅れているという共通認識がある。

一方で、アメリカやドイツのように行政法規が増大し、訴訟が戦略的あるいは政策的に利用されることが、日本社会にとって適合的であるのかどうかについては慎重な検討が必要であることも指摘されている。^{*14}

2) 関係から契約へ

契約自体に個別的契約から関係的契約へとか、制度的契約へという変化がみられる。これは世界的な特徴でもある。しかし、このことは、同時にそれまで、契約としてはとらえられてこなかった関係が契約として取り込まれるようになったことも意味している。

社会福祉・社会保障の分野では、家族（企業）から社会（契約）へといふ

*12 広渡清吾「日本社会の『近代化』と『法化』」『構造改革批判と法の視点』17頁。

*13 吉田克己『現代市民社会と民法学』134～139頁。

*14 中村浩爾『民主主義の深化と市民社会』258頁以下も参照。

動きとして捉えられるし、企業活動や雇用については、事前規制（インフォーマルな保護）から事後チェック（フォーマルな法による評価）へと捉えられる。

- ① 生活圏 市場と職場・地域・学校・家庭における個人の尊厳の保障
- ② 市 場 経済活動に対する過度の統制・規制の廃止
- ③ 公共性 公共的決定に対する住民参加・男女共同参画、情報公開
- ④ 法的手段 裁判を求める権利の保障、総合法律支援構想等

法制度②においては、市場を整備するための法制度（市場整備法制）と公正な取引を確保するための規制（公正取引法制）を区別する必要がある。前者は財産権の設定や市場の環境整備の法制であり、後者は業態の規制とルール違反行動を規制するための法制である。

市場整備法制については、民法、会社法、金融商品取引法（2006年成立）が、中心となる。会社法は2005年に制定され、2006年5月から施行されたが、企業連結法制がないという欠陥をもっている。民法は2008年の通常国会に改正案が提出される予定で作業が進められている。消費者保護法制などの規定が、どれだけ盛り込まれるかが焦点となる。

公正取引法制については、2006年1月4日に施行された改正独禁法が、課徴金の引き上げと公正取引委員会の調査権限の強化を行った。^{*15}

3) 希望の構想

社会保障の領域における政策の明確化と法整備の方向については、神野直彦らが積極的な議論を展開している。^{*16}

神野は、日本が直面している危機からの脱出は現在進められている構造改革ではできないとして、財政社会学的アプローチを主張する。神野はアンデ

*15 課徴金は違反行為の対象となった売上高の6%から10%に、10年以内の再犯企業は15%に引き上げられた。なおEUでは企業の売上高全体の最大10%まで科すことができる。公正取引委員会は裁判所の令状をもとに違反対象の企業への家宅捜索や資料などの差押えが可能になった。

*16 以下では、神野直彦、井手英策編『希望の構想』岩波書店2006年の内容を紹介する。

ルセンと同じように、1970年代からの福祉国家の行き詰まりが、重化学工業を基軸とする時代が終わり、知識社会あるいはポスト工業社会といわれるような新しい時代が産声をあげ始めたことによるものとする。以下、彼の分析の概略を紹介する。

1970年代からの産業構造の転換の中で、新自由主義の「小さな政府」の主張が説得力を持つようになり、アメリカのレーガン政権やイギリスのサッチャー政権が登場した。サッチャー政権はたしかにインフレーションの抑制、製造業の生産性の向上に成功したが、その反面、失業は増大し、企業の倒産は増加した。サッチャー政権の生産性の向上は、産出高の下降傾向との同時遂行のドラマであり、投資抑制と低い生産水準のもとで実現されたのである。^{*17}

行き詰った福祉国家を克服するシナリオは、新自由主義にもとづく「小さな政府」に収斂していたわけではない。福祉国家が社会システムで営まれる生活を保障するために張り巡らしていた社会的セーフティネットを、新しい状況のもとで張り替えようとする動きも登場した。特に、産業構造を転換しなければならない「歴史の曲がり角」では、新産業創設にチャレンジすることを可能にする社会的セーフティネットは、強化することが必要となる。

そこで、経済のグローバル化によって限界が生じている現金給付による社会的セーフティネットを、現物給付（サービス給付）による社会的セーフティネットへシフトさせていこうとする動きが強まる。^{*18}

現物給付は相互扶助的に負担すればよく、高額所得者に重い負担を求める必要がない。国境管理の必要がない以上、現物給付は地方政府でも実現可能である。むしろ、生活実態に合わせて供給する必要があるために、地方政府しか供給できない。こうして、福祉を現物給付にシフトさせるために、地方分権のうねりが1980年代から生じ、1985年に欧州地方自治憲章が制定された。

その後、現物給付を充実させたヨーロッパ大陸諸国、とくにスカンジナビ

*17 神野直彦「絶望の構想から希望の構想へ」神野直彦・井手英策『希望の構想』10～15頁。

*18 現金給付は高額所得者に負担を求め、低所得者に給付するため、高額所得者がフライトしないように国境を管理することが必要となる。

ア諸国は、1990年代に見事な経済発展を実現した。ところが、「小さな政府」を掲げた新自由主義は格差を拡大し、社会的危機を生じさせ、経済活動を停滞させてしまった。工業社会から知識社会へと産業構造を革新しなければならない「歴史の曲がり角」で「小さな政府」を唱え、教育訓練、職業訓練、研究開発など人的投資を削減の対象としたことが、経済発展を阻害する要因となった。1990年代になると、経済成長と租税負担の間に相関関係が見られなくなった。^{*19}

希望の構想は、知識産業を包摂することによって拡大している経済システムと縮小している社会システムを、財政を媒介にして統合していく政治システムをデザインすることである。社会システムに対しては社会的セーフティネットを張り替えることであり、経済システムに対しては社会的インフラストラクチャを整備することである。

財政を有効に機能させるためには、「参加」の政治システムに改めなければならない。そのために、政府をメゾ・レベルで再編し、参加可能な「3つの政府」体系を確立することである。生活の「場」で自発的協力に基づづけられた地方政府、生産の「場」で自発的協力に基づづけられた社会保障基金政府、それにこの二つの政府に対してミニマムの保障を負う中央政府という「3つの政府」に変革することである。^{*20}

この「3つの政府」論の最大の特徴が社会保障基金政府にあることは言うまでもない。詳細は同書に譲るが、傾聴に値する提案である。

4) ベーシック・インカム構想

ポラニーの『大転換』の中で、もっともショッキングな箇所は、第7章「スピーナムランド-1795年」であろう。それは、1795年から1834年まで続いたスピーナムランド法の物語である。1795年5月6日にスピーナムランドの

*19 神野・前掲論文16~18頁。

*20 神野・前掲論文24~27頁。

ペリカンインに集まったバークシャーの治安判事達は、賃金扶助の額はパンの価格に応じて定められるべきであり、貧民の個々の所得に関係なく最低所得が保証されるべきだと決定した。これは直ちに多くの地方において法律となり「生存権」が導入された。しかし、やがてこの体制は二つの困難を引き起こした。一つは、何の労働もせずに生計を立てられることが多くの人々から労働の意欲を奪ったことである。もう一つは、雇用主が規定額を超える賃金を支払わなくなったことである。賃金がどんなにわずかでも、地方税からの補助金が労働者の所得を規定の額まで引き上げてくれたからである。長期的には、結果は身の毛のよだつものとなった。大衆の自尊心が賃金よりも救貧を好むような水準に落ち込むには時間要したが、公共の基金から助成される賃金は低下を続け、次第に、地方の人々は貧民化した。

賃金制度と「生存権」の共存が不可能であること、換言すれば、賃金が公共の基金から助成される限り資本主義的秩序は機能しないことは明白である。しかし、当時の人々は、そのことを理解しなかった。大衆の生産能力が決定的に低下する結果が現れてはじめて被救済貧民が無条件に有するとされた権利を廃棄する必要性が社会的に認識されるに至った。^{*21}

私は、ポラニーを読んだとき、もはや地球上にスピーナムランド法を擁護する者はいないだろうと考えた。ところがいるのである。そこで、その論者達の主張を見てみよう。^{*22}

現代のスピーナムランドはベーシック・インカムと呼ばれている。ベーシック・インカム構想とは、就労の有無、結婚の有無、男女や大人子どもを問わずに、すべての個人らに対して、ベーシック・ニーズを充足するに足る所得を無条件で支給しようという最低限所得保障の構想である。

20世紀の両大戦間に、D. ミルナーの国家ボーナス構想、C. H. ダグラスの社会クレジット提案が相次いで行われ、J. ミードが社会配当論を提起し

*21 ポラニー『大転換』103～109頁。

*22 以下の叙述は、小沢修司『福祉社会と社会保障改革』104頁以下による。

た。戦後は、ベヴァリッジ報告への対案として、ジュリエット・リーズ・ウイリアムズが1943年に新社会契約構想を提案し、これが今日のベーシック・インカム構想に繋がっている。このウイリアムズの提案は、1960年代に息子で庶民院議員のブランドン・リーズ・ウイリアムズによって議会で取り上げられる一方、彼女と親交のあったミルトン・フリードマンによって負の所得税構想として提案されるようになったと言われる。

その後、イギリスでは、1970～74年のヒース保守党政権下でタックス・クレジット制度として提案された。1978/79年には労働党政権下で児童給付制度が導入されたが、この制度はベーシック・インカムに非常に近く、子どもバージョンといえるものであった。

ベーシック・インカムという言葉が最初に用いられたのは、オランダ労働党のJ. ティンバーゲンが1953年に公刊した『経済政策』の中であったという。現在のベーシック・インカム構想が本格的に議論されるようになったのは、1981年にパーカーがベーシック・インカムという言葉を用いたのがきっかけで、その後、パーカーらが中心となって1984年にイギリスでベーシック・インカム・リサーチ・グループ BIRG が組織されてからである。1986年にはベーシック・インカムについての初めての国際会議が開かれ、ベーシック・インカム・ヨーロピアン・ネットワーク BIEN が創設され、その後、BIEN の主催によって2年ごとに国際会議が開催されている。

日本におけるベーシック・インカム構想の議論はわずかである。^{*23}そこで、小沢修司の主張を概観する。

ベーシック・インカム構想は所得保障、現金給付に限っての議論であり、医療や福祉のサービス、現物給付についての検討は視野の中に入ってこないと言う限界が存在している。所得保障という問題の立て方自体が、すぐれてイギリス的な捉え方を反映している。したがって、最低限所得保障構想としてのベーシック・インカム構想だけでは、これから社会保障制度全体の総

*23 前掲書107～111頁参照。

合的なあり方についての問題提起は望めない。

しかし、負の所得税、参加所得、社会配当などの構想を見れば、戦後「福祉国家」体制下での所得保障のあり方を根本的に問い合わせ直す構想としてベーシック・インカム構想が投げかける波紋は極めて大きい。^{*24}

ここで、具体的な例を挙げてみよう。1990年代初頭のイギリスで、夫婦と子ども2人の家族が置かれていた状況は次のようであった。^{*25}

働き手が1週間に75ポンドの賃金を受け取っていれば、家族クレジットを58ポンド受け取ることができ、税と保険料、平均家賃を差し引いて所得総額は119.39ポンドとなる。

働き手が175ポンドの賃金を得れば、家族クレジットは6.2ポンドに減るが、所得税は0から17ポンドに、国民保険料は2.97から11.97ポンドへ増加する。その結果、所得総額は129.39ポンドとなり、たった10ポンドしか増えない。これでは、勤労意欲を喪失しまう。

失業した場合はどうか。同じ4人家族の働き手が失業すると、所得補助が87.55ポンド、児童給付が17.45ポンド、所得税と国民保険料は免除となるので、所得総額は108.58ポンドに達する。あきらかに「失業の罠」が存在していた。

この失業の罠から労働意欲を取り戻すために、負の所得税が提案されたが、この提案も賃金の増加に伴って負の所得税は減少し、やがて正の所得税になるために、必ずしも労働意欲を湧かせるものではなかったし、なによりも厳格な資力調査（ミーンズテスト）を伴うという点で限界があった。これに対して、ベーシック・インカム構想の場合には、すべての家族に対して同額の給付を無条件で行い、その上で賃金収入に対して累進課税を行うというもの

*24 負の所得税、参加所得、社会配当については前掲書113～129頁。

*25 前掲書114頁以下による。

である。これはベーシック・インカム部分が小額であるなら労働意欲の減退をもたらす危険はない。日本の国民年金の基礎部分もおなじような発想と言える。

小沢は、ベーシック・インカム構想が投げかける波紋を4つにまとめてい る。第1は、性別分業にもとづく核家族モデルから人々を解き放ち、個の自立にもとづいて家族、ネットワーク形成を含むさまざまな社会的協働組織の形成を促進する基礎を提供する。

第2は、労働賃金への依存から人々の生活を解き放つと同時に、「完全雇用」と結びついた現行の社会保険制度の限界を乗り越えた普遍的なセイフティネットを国民に提供する。というよりも、ベーシック・インカムが保障するのはセイフティネットではなく、万人の生存権の保障であり、個々人の豊かな自己実現に向けた発達の踏切台である。

第3は、資力調査に伴うステигマや「失業と貧困の罠」から社会保障給付を解き放つことを可能とすることによって、選別主義か普遍主義かの論争に決着を付けることができる。ただし、就労を条件とするベーシック・インカム構想の場合は、新たな選別主義を招くことになる。

第4は、国家福祉と財政福祉とに分断されている現在の税－社会保障システムを統合して合理化できる。^{*26}以上が小沢の主張である。

ベーシック・インカム構想は、福祉と就労を結びつけ勤労意欲の増進や就労機会の拡大を目指すワークフェアとは異なり、労働とは無関係に所得保障が行われるために、根本的な疑問が避けられない。「第2のスピーナムランドにならないのか。」

小沢は、この疑問に対する反論として、フランスのゴルツを引用している。ゴルツは、「より少なく働き、よりよく生きる」をスローガンにかけ、労働時間の大幅な短縮と労働者自身による労働時間の自主管理を通じて、「賃労働社会」を超える「時間解放社会」の実現を唱えている。彼の構想の中心

*26 前掲書130～132頁。

は、労働から独立した所得の保障ではなく、所有権と労働権との間の切り離せない関係である。市民は、普通の生活水準を得る権利をもっていなければならぬが、自分が消費するものの等価労働を社会に提供する可能性をもつていなければならぬ。自分の生活費を稼ぐ権利・義務が必要である。こうして、ゴルツは、ベーシック・インカム保障と大幅な「時短社会」の結合によって課題に答えようとする。ゴルツは、市民が社会生活に十全に参加するには有償労働（ペイドワーク）に就くことが不可欠な要素として強調し、それにベーシック・インカムを組み合わせる。アトキンソンもワークフェアと組み合わせたベーシック・インカムに言及する。

これに対して、小沢は、福祉（所得）と労働を切斷するところに特徴があるベーシック・インカムと、福祉と労働を結びつけようとするワークフェアは、相容れないのではないかとの疑問を提示した後で、労働のあり方との関わりにおいてベーシック・インカム構想は3つの要素によって補足されなければならないとする。

第1は、稼得所得の減少がベーシック・インカムの増額によって埋め合わされながら、すべての人の労働時間が実質的に減少していくこと。第2は、失業者や不安定雇用者が、効果的な教育一職業訓練政策によって新しい技術や技能を身につけることによって、労働時間の短縮によって生み出される仕事に、いつでもアクセスできるようにすること。第3は、支払われないコミュニティ労働や協同的労働を促進し、これらに社会的ならびに政治的認知を与える政策を進めること、である。こうして、小沢は、ワークフェア的所得政策とは異なり、所得保障の条件に就労を置くことを拒否し、職業訓練による就労参加支援ならびに自発的ボランティア活動の活性化支援については独自の施策として取り組むべきとする。

私は、小沢のベーシック・インカム構想はヒューマニズムに溢れた見事な構想であると思う。ただし、いくつかの疑問が解決されていないように思われる。それは、「どうやって労働時間を短縮し、どうやって雇用を生み出す

のか。必要な財源はどこから調達できるのか。つまり誰が負担するのか。予想される大量の自発的非就労者を働かすためにどうすればよいのか。」である。

ま　と　め

新古典派やマネタリストが言うように合理的選択を基礎にして論理を構築できるのかが最大の問題点である。マネタリストの中でも、フリードマンは「仮定の現実性は問題ではない」という立場をとるので、直接には響かないが、近代経済学の大前提である「合理的経済人が合理的な選択を行う」という命題については、根本的な疑問がある。人間は、ときには不合理な選択も行う。常に経済計算をしているわけではない。また、経済的合理性においても、長期と短期では相反する場合がある。

ケインズ経済学における期待は長期期待に重点があるので、明快であるが、新古典派における期待は、長期と短期を区別していない。むしろ、経済人の限界効用の判断（合理的選択・期待）の質は問題にしない。しかし、金銭の出費を例に考えても、長期期待（将来に備えて貯蓄）と短期期待（今欲しいものを買う）は、現実の行動としては正反対になりうる。

2007年1月に日本で教訓的な事件があった。関西テレビが製作していた「発掘！あるある大事典」という番組が内容をねつ造していたことが発覚した。関西テレビは1月23日に放送の打ち切りを発表した。ねつ造は孫請けの番組製作会社によって行われたと関西テレビは発表した。きっかけとなったのは、納豆によるダイエットが架空のデータによるものであることが判明したことだった。私が驚いたのは、そんな見え透いた作り話に大勢の消費者が影響されていたことだった。「納豆ダイエット」の放送後、各地のスーパーでは納豆が飛ぶように売れて、売り場から姿を消し、生産者は急いで増産に取り組まなければならなかったほどだった。そして、番組の内容ねつ造がマ

スコミで報道されると、各地のスーパーの売り場には、行き場を失った納豆の山が残された。テレビで放送されると消費者が一遍に詰めかけることは、小売業者の中では常識である。日本の消費者の行動は合理的な選択といえるのだろうか。

私は、非合理であると考える。すでに100年も前にソースライン・ウェブレンが、宣伝が消費者に与える大きな影響を見抜いている。消費者は馬鹿ではない。だまされれば、たしかに学習する。しかし、その効果はわずかであり、次々としきけられる巧妙な宣伝に翻弄されてしまう。美顔洗浄器、アブトロニクス、スレンダートーン、紅茶キノコ、減肥健康茶、寝ながら痩せられるスウェットスーツ等、数え上げたらきりがない。

人間社会にとって友愛が重要な構成要素であることは疑いがない。しかし、友愛によって結ばれる範囲はほぼ親密圏に限られている。お釈迦様は「他人に善をほどこせ」と教えたが、私たち俗人は見知らぬ他人に善を施したり、友愛の感情を抱くことは難しい。何百万人によって構成される社会においては、友愛を主たる編成原理にすることはできない

人間の社会には必ず揃があり法があるということは、社会を構成していく（人間が共同で生活する）ためには、強制力を伴う他律的なルールが必要であること、換言すると人々の自発的な同心や愛だけでは成り立たないことを意味している。これは、人間に愛や慈善の心が弱いと行っているのではない。おそらく99%の人々にとっては、友愛で社会を構成できるであろう。しかし、ひとたび他人の財や生命・健康に価値を認めない人物が登場したときには、強制力を伴う他律的なルールがなければ、そのような社会は淘汰されてしまう。だからといって、愛や慈善の心が弱い人物を社会から排除せよというのでは、その社会はもっと危険にさらされる。法は歴史の中で社会が獲得した人間の叡智であって、愛や慈善の心だけでは社会が成り立たない証拠なのである。さらに言えば、愛や慈善の心を社会編成の基本原理にすることはできないということである。

社会編成の基本原理が自由な利己心の追求であるとして、次の問題は、分配の格差を縮小していくことを、社会編成原理との関係でどうとらえるかである。自由な競争の確保という観点からすると、法が機会の平等を保障すべきという命題は出てくるが、結果については様々な態度がありうる。

既に述べたように、私たちは、社会が安定的に維持されるためには、生活に不安を抱く人々が可能な限り少ない社会の方が望ましいと考える。実定法の体系においては、このことは憲法25条に表明されている。憲法では国に対し国民が健康で文化的な最低限の生活を送れるように義務づけるとともに、27条で勤労の権利義務があることを明確にしている。これらの基本的人権の条項は自然法思想から基礎づけらることが多いが、私は、これは人間が法の歴史の中から獲得した経験的な智恵であると考える。理論的な差はあまりないのかも知れないが、「自然」という言葉は誤解を招く。自然ではなく、歴史の中で人間が身につけた智恵である。

財産権の保障や営業の自由とならんで生存権や労働基本権が憲法秩序に宣言されている以上、実定法の体系において、これらを具体化するのが、私たちの役目である。このことは、市場の整備という分野においても、社会保障制度、労働法制、職業教育の整備という分野においても、法律が憲法の精神を具体化するための任務を負わされていることを意味しており、市場における経済活動に国家が干渉してはならないとか、小さな政府であるべきだということを意味するものではないことは明白である。

参考文献

- カール・ポラニー『大転換』東洋経済新報社 1975年
- 青木昌彦『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社 1995年
- ミシェル・アルベール『資本主義対資本主義』竹内書店新社 1996年
- 富永健一『経済と組織の社会学理論』東大出版 1997年
- 高橋岩和、本間重紀『現代経済と法構造の変革』三省堂 1997年
- 三輪芳朗『政府の能力』有斐閣 1998年
- 神野直彦『システム改革の政治経済学』岩波書店 1998年

- 間宮陽介『市場社会の思想史』中公新書 1999年
- 吉田克己『現代市民社会と民法学』日本評論社 1999年
- 青木昌彦、奥野正寛、岡崎哲二編『市場の役割・国家の役割』東洋経済新報社 1999年
- 大島和夫『現代日本の国家・社会と法』神戸外大外国学研究所 1999年
- 岩井克人『21世紀の資本主義論』筑摩書房 2000年
- G.エスピニン-アンデルセン『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店 2000年
- G.エスピニン-アンデルセン『福祉資本主義の3つの世界』ミネルヴァ書房 2001年
- ロナルド・ドーア『日本型資本主義と市場主義の衝突』東洋経済新報社 2001年
- 碓井敏正、大西広『ポスト戦後体制への政治経済学』大月書店 2001年
- 片岡昇『労働法理論の継承と発展』有斐閣 2001年
- 神野直彦『地域再生の経済学』中公新書 2002年
- 小沢修司『福祉社会と社会保障改革』高蔭出版 2002年
- 上村達男『会社法改革』岩波書店 2002年
- 片岡昇『団結権の課題と展望』有信堂 2003年
- 岩井克人『会社はこれからどうなるのか』平凡社 2003年
- 八代尚宏『規制改革－「法と経済」からの提言』 2003年
- 丹宗曉信、小田中聰樹編『構造改革批判と法の視点』花伝社 2004年
- 西谷敏『規制が支える自己決定』法律文化社 2004年
- 角瀬保雄『企業とは何か』学習の友社 2005年
- 21世紀理論研究会『資本主義はどこまできたか』日本経済評論社 2005年
- 中村浩爾『民主主義の深化と市民社会』文理閣 2005年
- 大島和夫『自由主義と社会主義』神戸外大外国学研究所 2005年
- 奥野信宏『公共の役割は何か』岩波書店 2006年
- 橋木俊詔、浦川邦夫『日本の貧困研究』東大出版 2006年
- 橋木俊詔『格差社会』岩波新書 2006年
- 福井秀夫、大竹文雄編『脱格差社会と雇用法制』日本評論社 2006年
- 神野直彦、井手英策編『希望の構想』岩波書店 2006年
- 土田和博、須綱隆夫編『政府規制と経済法』日本評論社 2006年
- 鈴村興太郎、長岡貞男、花崎正晴『経済制度の生成と設計』東大出版 2006年

Ludwig Raiser "Vertragfunktion und Vertragfreiheit" in *Festschrift zum Hundertjährigen Bestehen des Deutschen Juristentages 1860~1960*
Bd.1, 1960 SS.101~134。

Ludwig Raiser "Grundgesetz und Privatrechtsordnung" in *Verhandlungen des 46en. Deutschen Juristentages Essen 1966* Bd.II.

Milton Friedman "The Role of Monetary Policy" *The American Economic Review*, Volume LVIII 1968, No.1